

様式外1

○工事請負業者の指名停止状況

※指名停止期間中のものを掲載しております。

No.	商号又は名称	本店所在 地区分	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等	指名停止理由
			6か月	R8.1.14	R8.7.13		
1	日本交通技術株式会社	県外	6か月	R8.1.14	R8.7.13	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(3)独占禁止法違反行為	日本交通技術株式会社は、特定跨線橋点検等業務について、他社と共同して受注予定者を決定し、入札価格の調整等を行うことで、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
2	株式会社トーニチコンサルタント	県外	3か月	R8.1.14	R8.4.13	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(3)独占禁止法違反行為	株式会社トーニチコンサルタントは、特定跨線橋点検等業務について、他社と共同して受注予定者を決定し、入札価格の調整等を行うことで、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。